宮崎県公報

令和８年11月２日（月曜日）　第 759 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　１年　64,800 円

目　次

頁

規　則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……（会計課）１

告　示

○保安林の指定……（自然環境課）１
○県道の路線の廃止……（道路保全課）２
○県道の路線の認定……（　〃　）２
○道路の区域の決定……（　〃　）２
○道路の供用の開始……（　〃　）２
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……（砂防課）２

公　告

○採石業務管理者試験の合格者……（企業振興課）３

規　則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県規則第46号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（適用範囲） 第３条　［略］ ２　条例第２条ただし書の規定により知事が別に定める場合は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第 151号）第６条第１項又は宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）第３条第１項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行い、かつ、指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合であって、当該申請等を行うことにより得られた納付情報により納付するときとする。	（適用範囲） 第３条　［略］ ２　条例第２条ただし書の規定により知事が別に定める場合は、指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合とする。

附　則

この規則は、令和９年１月１日から施行する。

告　示

宮崎県告示第 765号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和８年11月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　保安林の所在場所　東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字紋原3838－１・3868・3869－３・3876・3878（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）、3827、3830、3832、3833、3834－３、3835－１、3835－３、3836、3839－１、3839－３、3840－１、3840－３、3841－１、3841－３、3841－４、3842－１、3842－３、3842－５、3842－７、3844－１、3844－４、3844－６、3845－１、3845－３、3845－５、3845－７、3846－１、3846－２、3846－４、3846－６、3846－８、3846－10、3847－１、3847－３、3848－１から3848－３まで、3848－５、3848－７、3848－９、3848－11、3848－13、3849、3850－１、3856－１、3856－４、3857－１、3857－３、3858、3859－１、3861から3867まで、3869－１、3870－１、3870－３、3871、3872－１、3872－４、3872－６、3873－１、3873－３、3874－１、3874－３、3875－１、3875－３、3875－５、3875－７、3877、3880－１、3880－３、3881－１、3881－３、3882、3883－１、3883－３、3888、3889、3890－１、3890－８、3890－10、3890－13、3890－15、3890－16、3890－23、3897－１、3897－６

２　指定の目的　水源の涵養

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 766号

道路法（昭和27年法律第 180号）第10条第１項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、令和８年11月２日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年11月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
351	木脇高岡線	東諸県郡国富町大字木脇	
		宮崎市高岡町	

宮崎県告示第 767号

道路法（昭和27年法律第 180号）第７条の規定により、県道の路線を次のとおり認定する。

その関係図面は、令和８年11月２日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年11月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
351	国富高岡線	東諸県郡国富町	
		宮崎市高岡町	

宮崎県告示第 768号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、令和８年11月２日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年11月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
351	県道	国富高岡線	東諸県郡国富町大字本庄字万所 792番１から宮崎市高岡町高浜字三月田2201番１地先まで	7.4～77.8	6,289.1

宮崎県告示第 769号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和８年11月２日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年11月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
351	県道	国富高岡線	東諸県郡国富町大字本庄字万所 792番１から同郡同町大字宮王丸字北畑1316番１地先まで	令和８年11月２日
			宮崎市大字堤内字ホッタ７番３地先から宮崎市高岡町高浜字三月田2201番１地先まで	

宮崎県告示第 770号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和８年11月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　屋治３地区

(1)　区域の表示

串間市大字北方の区域内の土地のうち、次の１点から22点ま

でを順次結んだ線及び１点と22点を結んだ線に囲まれた土地の区域

⑵　座標の表示

座標点	緯度及び経度
1	北緯31度28分43秒5255 東経 131度15分05秒0165
2	北緯31度28分44秒1266 東経 131度15分04秒2256
3	北緯31度28分45秒1801 東経 131度15分03秒7149
4	北緯31度28分45秒6705 東経 131度15分04秒2914
5	北緯31度28分46秒2122 東経 131度15分04秒6568
6	北緯31度28分46秒1969 東経 131度15分07秒3639
7	北緯31度28分49秒1326 東経 131度15分09秒1625
8	北緯31度28分49秒6924 東経 131度15分09秒9172
9	北緯31度28分49秒2432 東経 131度15分10秒3274
10	北緯31度28分48秒9963 東経 131度15分10秒5294
11	北緯31度28分48秒4054 東経 131度15分10秒4606
12	北緯31度28分48秒1966 東経 131度15分10秒4240
13	北緯31度28分47秒6765 東経 131度15分10秒2467
14	北緯31度28分47秒4648 東経 131度15分09秒9373
15	北緯31度28分47秒1163 東経 131度15分09秒2096
16	北緯31度28分46秒8539 東経 131度15分08秒9864
17	北緯31度28分46秒6172 東経 131度15分08秒9112
18	北緯31度28分45秒2924 東経 131度15分07秒5875
19	北緯31度28分44秒9761 東経 131度15分06秒8840
20	北緯31度28分44秒1086 東経 131度15分06秒8310
21	北緯31度28分43秒9996 東経 131度15分06秒3971
22	北緯31度28分43秒5801 東経 131度15分05秒4984

令和８年11月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

４

公　　告

令和８年10月９日に実施した第55回採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。